別記様式第５（第６条第２項、第８条第２項関係）

変更届出
（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 23 第１項関連）

年　　月　　日

殿

住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付けの国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 23 第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官　　職	変 更 前	
	変 更 後	
離 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 名 称	変 更 前	
	変 更 後	
再就職先の業務内容	変 更 前	
	変 更 後	
再就職先における地位	変 更 前	
	変 更 後	

（記載上の注意）
職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 29 条第２項の規定により、離職後に当該変更届出を行う者については、官職及び離職予定日は、変更届出の対象外となります。